

「適合証明技術者」登録受付を実施！！

平成20年7月14日より平成20年7月25日まで受付

- 「適合証明技術者」の業務範囲は、住宅金融支援機構が行うフラット35（中古住宅）及びリ・ユース住宅購入融資の適合証明業務並びにリフォーム融資に係る適合証明業務です。*
- 「適合証明技術者」の新規・更新登録の受付は、平成20年7月14日より平成20年7月25日の間に行います。
- 登録の有効期間は平成20年10月1日～平成22年9月30日です。

「適合証明技術者」は講習の受講が義務づけられています。

－ 講習は平成20年8月1日～平成20年9月30日までの間に各都道府県で開催 －

* 沖縄県においては、住宅金融支援機構が行うフラット35（中古住宅）及び沖縄振興開発金融公庫が行う融資（中古住宅及びリフォームの一部）に係る業務となります。

■ 「適合証明技術者登録」の新規登録及び更新登録の受付

現在登録している適合証明技術者の登録有効期限は平成20年9月30日までです。

今年は新規・更新登録の受付の年となります。登録の受付は平成20年7月14日（月）より平成20年7月25日（金）の期間に行います。

現在登録されている建築士の更新登録の受付を行うとともに、より多くの建築士が本制度に参加していただくため新規の登録も行いますので、是非この機会に登録をされるようお勧めします。

■ 制度概要

この制度は、住宅金融支援機構の指定した登録機関に登録した建築士事務所に所属する建築士が、住宅金融支援機構フラット35（中古住宅）または住宅金融支援機構融資（リ・ユース、リフォーム）の融資希望者等の依頼に基づき、融資する物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかどうかを現地調査及び書類調査を実施し、住宅金融支援機構の基準に適合する物件・工事であるかの適合証明に係る業務（以下「適合証明業務」という。）を行っていただくものです。

■ 適合証明技術者の登録情報及び建築士事務所の業務内容等を開示

適合証明書の作成依頼等を希望する方のために、ホームページ「住宅金融支援機構 フラット35（中古住宅）、リ・ユース住宅、リフォーム融資制度支援情報（URL：www.kyj.jp）」を開設して、登録している適合証明技術者（建築士事務所）の検索サービスを行っています。

このホームページでは、登録情報のほかに、登録者が自主的に所属事務所の業務内容や適合証明の実績等を入力できるシステムにしています。このことにより、適合証明業務を依頼される方へより詳しい情報を提供する場として活用できます。

またフラット35の適合証明業務の依頼先を選択する際の参考として、フラット35の適合証明業務を実施した事務所については、その業務実施件数を公開し、依頼者が閲覧できるようにしています。

■ 業務の重要性

この適合証明業務は、建築士法第21条（その他業務）に規定している「建築物に関する調査又は鑑定業務等」に当たるものであり、開設者が当該建築士事務所の業として行う適合証明業務に関し、建築士法第26条第2項第10号に規定している不正な行為をしたと認められる場合には監督処分等の対象になることがあります。

さらに、登録開設者又は適合証明技術者が住宅金融支援機構に損害を与える行為を行った場合は、その損害を賠償する責任を負うこととなります。また、登録規程第11条に基づき登録を取り消された場合には、建築士事務所名及び適合証明技術者名が公表されることがあります。

従って、住宅金融支援機構の業務の一部が建築士事務所及び建築士に任されているというこの制度の趣旨と社会的責任の重さを十分ご理解のうえ、この適合証明業務を適正・厳格に執行していただきますようお願い申し上げます。

■ 登録の申込方法等

1. 登録申請者

建築士法第23条の3に基づく建築士事務所登録をしている開設者

2. 「適合証明技術者」として適合証明業務を行う登録予定建築士について

前記1の建築士事務所に所属する1級建築士、2級建築士及び木造建築士のうち、新規登録または更新登録を希望する者（以下「登録予定建築士」という。）で、「講習」を必ず受講する意志のある建築士。

（注1）建築士事務所複数の方が登録をする場合、登録申請はそれぞれ別々に行ってください。

（注2）2級建築士においては、マンションに係る適合証明業務のうち建築士法第3条の2及び第3条の3に定める範囲の建築物について業務を行うことができます。また、木造建築士においては、マンションに係る適合証明業務は行えません。

（注3）「住宅金融支援機構 フラット35（中古住宅）、リ・ユース住宅、リフォーム融資制度支援情報（URL：www.kyj.jp）」のホームページに適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX等）を開示いたします。またフラット35の適合証明業務を実施した事務所については、事務所名等とともに業務実施件数を同ホームページ上で公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。

3. 登録機関

（社）日本建築士事務所協会連合会（登録機関事務局）、（社）日本建築士会連合会

4. 登録窓口（登録申請書提出先）

各都道府県の建築士事務所協会（5頁参照）

（注）建築士事務所が所在する都道府県の登録窓口に登録申請をしてください。

前記3の登録機関は、登録申請の受付を行いませんのでご注意ください。

5. 登録受付期間

平成20年7月14日（月）～平成20年7月25日（金）

平日の午前10時より11時30分まで、午後は1時より4時まで受付いたします。

（※午前11時30分より午後1時まで及び土曜、日曜、祝祭日の受付は行いません。）

6. 講習の受講について

適合証明技術者の登録予定建築士は、「適合証明技術者業務講習」の受講が義務づけられていますので、登録申請時にお申し込みください。講習はDVDによる映像講習です。

7. 登録証明書の交付

登録証明書は「適合証明技術者業務講習」受講終了時に交付いたします（受講しない場合は、登録証明書は交付いたしません）。

8. 登録有効期間

登録の有効期間は「平成20年10月1日～平成22年9月30日」です。

9. 登録申請時に必要な書類等

下記書類等が不備な場合は、受付いたしませんので必ずご持参ください。

- ① 申請書 — 登録窓口に備え付けてありますので、必要事項を記入・捺印のうえ申請してください。
※申請書の配布開始は、平成20年7月7日（月）以降となります。
- ② 適合証明業務に関する確認書 — 適合証明技術者登録証明書の交付を受けるための確認事項をご了承のうえ、必要事項を記入・捺印のうえ提出してください。
- ③ 都道府県知事が発行した建築士事務所登録を証する書類の写し
- ④ 登録予定建築士の建築士免許証の写し
- ⑤ 登録予定建築士の写真3枚
〔無帽、無背景、正面（胸部より上部分）を写した証明写真（縦4.0cm、横3.0cm）で、平成20年4月以降に撮影したもの（白黒可、デジタルカメラのプリント写真可、スナップ写真については不可）〕
- ⑥ 開設者の印鑑
※登録申請者印及び開設者届出印として必ず押印が必要です。シャチハタ印不可。
（注）登録申請者印は、開設者（代表者）の印鑑を押していただきます。
開設者届出印は、原則として開設者（代表者）の印鑑を押印していただきますが、業務上の都合により、開設者（代表者）の印鑑以外の責任者の印鑑を使用する必要がある場合は、開設者が業務上使用する印鑑として認めた印鑑を押印することができます。その場合は、開設者（代表者）の印鑑と業務上使用する開設者届出印鑑の2種類の印鑑が必要となります。
- ⑦ 登録予定建築士の印鑑 ※シャチハタ印不可
- ⑧ 講習受講申込書 — 必要事項を記入のうえお申し込みください。

10. 登録に要する費用

1 申請1名につき登録に要する費用は以下の通りです。

- ① 登録料 10,500円（税込）
- ② 受講料 5,250円（税込） ※受講されない場合においても返還いたしません。
- ③ 平成20年度版 適合証明技術者実務手引き 4,500円（税込）

11. 登録時に必要に応じて購入するもの（登録窓口にてご購入ください）

「適合証明業務登録建築士事務所」標識 定価1,800円（税込）

■ 適合証明技術者業務講習

フラット35（中古住宅）及びリ・ユース（中古）の適合証明業務並びにリフォームの適合証明業務を行う登録予定建築士については、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、より円滑に業務を行っていただくために、「適合証明技術者業務講習」を実施いたします。この講習を受講しない登録予定建築士は、登録証明書を交付いたしませんのでご注意ください。

1. 開催時期

平成20年8月1日～平成20年9月30日の間に開催

2. 開催場所

都道府県ごとに開催

※会場、日時、申込方法等の詳細については、各登録窓口にお問い合わせください。

3. 受講対象者

「適合証明技術者」として適合証明業務を行う登録予定建築士

4. 講習内容

主にフラット35（中古住宅）の融資制度、適合証明業務の要領について講習する。

講習はDVDによる映像講習になります。

5. 受講料

1名につき5,250円（税込、テキスト代別） ※受講されない場合においても返還いたしません。

6. テキスト

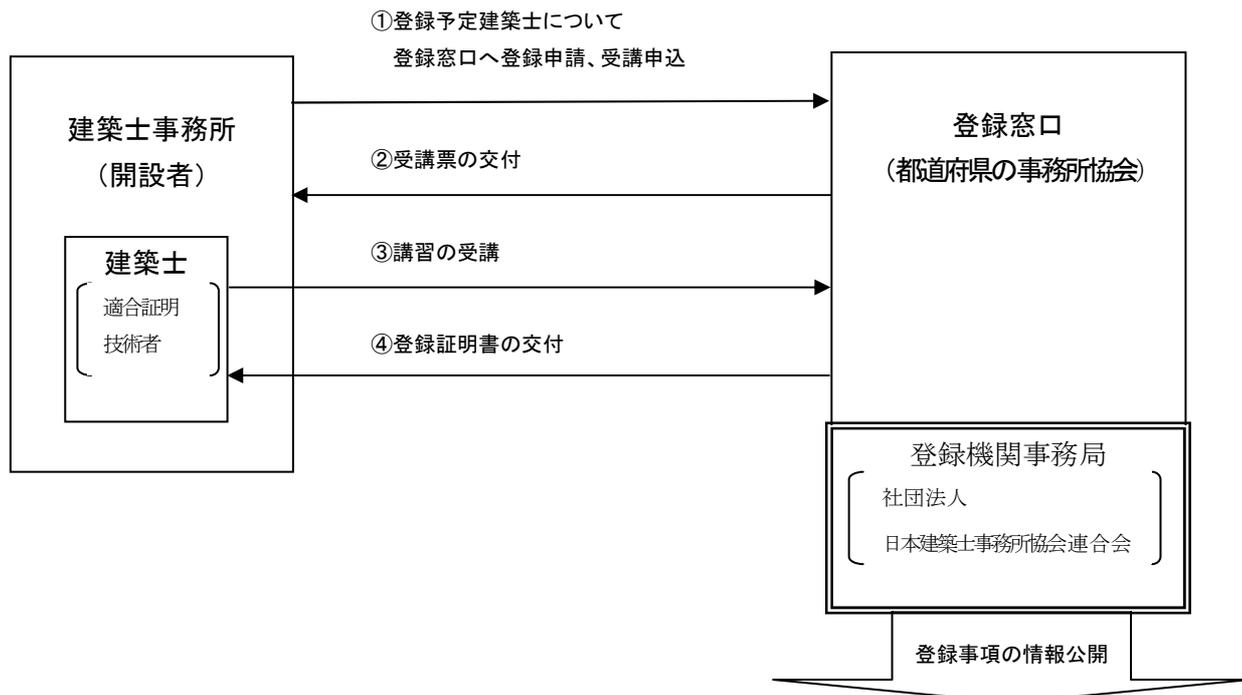
平成20年度版 適合証明技術者実務手引き

4,500円（税込）



本講習は、建築士会継続能力開発(CPD)認定のプログラムとなります。

■ 登録のフロー



■登録窓口、登録機関事務局一覧表

(1) 登録窓口（登録申請書提出先）

平成20年7月1日現在

名 称	所 在 地	電 話	F A X
(社)北海道建築士事務所協会	〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル6 F	011-231-3165	011-241-1517
(社)青森県建築士事務所協会	〒030-0803 青森市安方2-9-13	017-773-1596	017-773-1599
(社)岩手県建築士事務所協会	〒020-0021 盛岡市中央通1-4-7 岩手県赤十字会館2 F	019-651-0781	019-651-8677
(社)宮城県建築士事務所協会	〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2 F	022-223-7330	022-223-7319
(社)秋田県建築士事務所協会	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル6 F	018-865-1225	018-865-1293
(社)山形県建築士事務所協会	〒990-0825 山形市城北町1-12-26	023-645-0739	023-645-0855
(社)福島県建築士事務所協会	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター5 F	024-521-4033	024-521-5087
(社)茨城県建築士事務所協会	〒310-0852 水戸市笠原町978-30 建築会館2 F	029-305-7771	029-305-7791
(社)栃木県建築士事務所協会	〒320-0032 宇都宮市昭和2-5-26	028-621-3954	028-627-2364
(社)群馬県建築士事務所協会	〒371-0846 前橋市元総社町2-23-7	027-255-1333	027-255-1066
(社)埼玉県建築士事務所協会	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建連会館5 F	048-864-9313	048-864-9381
(社)千葉県建築士事務所協会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館6 F	043-224-1640	043-225-2066
(社)東京都建築士事務所協会	〒160-0023 新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5 F	03-5339-8288	03-3345-0150
(社)神奈川県建築士事務所協会	〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第三不二ビル4 F	045-228-0755	045-212-3807
(社)新潟県建築士事務所協会	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1-614 白山ビル6 F	025-265-4748	025-231-6553
(社)長野県建築士事務所協会	〒380-0872 長野市妻科426-1 長野県建築士会館4 F	026-235-3359	026-235-3386
(社)山梨県建築士事務所協会	〒400-0031 甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設会館内	055-225-1251	055-232-5959
(社)富山県建築士事務所協会	〒930-0094 富山市安住町7-1 富山県建築設計会館3 F	076-442-1135	076-442-1180
(社)石川県建築士事務所協会	〒921-8035 金沢市泉が丘2-14-7 金沢宏正ビル4 F	076-244-5152	076-244-8472
(社)福井県建築士事務所協会	〒910-0859 福井市日之出5-4-7 福井県建築会館2 F	0776-54-1552	0776-54-8490
(社)岐阜県建築士事務所協会	〒500-8358 岐阜市六条南2-13-2	058-277-9211	058-277-9212
(社)静岡県建築士事務所協会	〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 安藤ビル7 F	054-255-8931	054-255-8955
(社)愛知県建築士事務所協会	〒460-0008 名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル2 F	052-263-0666	052-261-2200
(社)三重県建築士事務所協会	〒514-0037 津市東古河町8-17 システックビル4 F	059-226-4416	059-224-9297
(社)滋賀県建築士事務所協会	〒520-0801 大津市におの浜1-1-18 建設会館3 F	077-526-4476	077-522-9610
(社)京都府建築設計事務所協会	〒602-8031 京都市上京区釜座通榎木町上る東裏辻町417 大和ビル内	075-222-1717	075-222-1700
(社)大阪府建築士事務所協会	〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2 F	06-6946-7065	06-6946-0004
(社)兵庫県建築士事務所協会	〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-5-18 兵庫県林業会館2 F	078-351-6779	078-371-7913
(社)奈良県建築士事務所協会	〒630-8115 奈良市大宮町2-5-7 奈良県建築士会館	0742-34-8850	0742-34-8886
(社)和歌山県建築士事務所協会	〒640-8045 和歌山市ト半町38 建築士会館3 F	073-432-6539	073-432-6559
(社)鳥取県建築士事務所協会	〒680-0022 鳥取市西町2-102 西町フロイドビル	0857-23-1728	0857-21-6112
(社)島根県建築士事務所協会	〒690-0883 松江市北田町35-3 建築会館	0852-23-2582	0852-26-1690
(社)岡山県建築士事務所協会	〒700-0824 岡山市内山下1-3-19 建築会館3 F	086-231-3479	086-231-4575
(社)広島県建築士事務所協会	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-23 オガワビル2 F	082-221-0600	082-221-8400
(社)山口県建築士事務所協会	〒753-0072 山口市大手町3-8 山口県建築士会館内	083-925-6701	083-925-6763
(社)徳島県建築士事務所協会	〒770-0931 徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター5 F	088-652-5862	088-653-5201
(社)香川県建築士事務所協会	〒760-0026 高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3 F	087-821-4280	087-823-0712
(社)愛媛県建築士事務所協会	〒790-0002 松山市二番町4-1-5 建築士会館3 F	089-945-5200	089-945-5318
(社)高知県建築士事務所協会	〒780-0870 高知市本町4-2-15 高知県建設会館5 F	088-825-1231	088-822-1170
(社)福岡県建築士事務所協会	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5 F	092-473-7673	092-473-7278
(社)佐賀県建築士事務所協会	〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 建設会館内	0952-22-3541	0952-22-3668
(社)長崎県建築士事務所協会	〒850-0874 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館内4 F	095-826-7010	095-826-7968
(社)熊本県建築士事務所協会	〒862-0976 熊本市九品寺4-8-17 熊本県建設会館別館2 F	096-371-2433	096-371-2450
(社)大分県建築士事務所協会	〒870-0004 大分市王子港町1-17 大分県木材会館2 F	097-537-7600	097-537-7695
(社)宮崎県建築士事務所協会	〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-14 睦屋第11ビル4 F	0985-29-1188	0985-38-9418
(社)鹿児島県建築士事務所協会	〒892-0816 鹿児島市山下町12-4 第2城山ビル	099-223-6363	099-222-4915
(社)沖縄県建築士事務所協会	〒901-2101 浦添市西原1-4-26 沖縄建築会館	098-879-1311	098-870-1611

(2) 登録機関事務局

(社)日本建築士事務所協会連合会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-21-6 八丁堀NFビル6 F 電話 03-3552-1281